

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている市内中小企業等に対して、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を補助することにより、若者の市内就労と企業の人材確保を促進させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者をいう。
- (2) 本社 企業の複数ある事業所のうち、事業や業務を管理、統括、運営する事業所をいう。
- (3) 本店 本店登記の所在地が新潟市内であるものをいう。
- (4) 新潟広域都市圏 総務省連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、連携協約を締結した新潟市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、加茂市を含めた都市圏をいう。
- (5) 奨学金 高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校などの教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体、大学及び民間企業・団体などが貸与する奨学金ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と市長が別に認めたものを除く。
- (6) 支援制度 補助対象者が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則など明文化された文書（以下「内部規定等」という。）に基づき、支援対象者に対して現金（口座振込によるものも含む。以下同じ。）を年1回以上給付することにより、当該従業員本人が主たる債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、給付の対象となった従業員が退職した場合、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものを除く。
- (7) 代理返還 補助対象者が、従業員本人が主たる債務者となっている奨学金について、当該従業員本人に代わり、返還額の一部又は全部を機構等に直接送金することにより返済を支援する制度。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たす者をいう。

- (1) 新潟市内に本社、本店がある中小企業等であること。
- (2) 支援対象者への支援制度を設け、奨学金返還のための金銭を給付（代理返還を含む。）していること。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は、次の各号をすべて満たす者をいう。

- (1) 雇用期間の定めがなく、補助対象者において正社員として雇用されたこと。
- (2) 雇用を開始した日における年齢が30歳未満であること。
- (3) 奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること。
- (4) 新潟市に在住し、かつ、勤務先が新潟広域都市圏内であること、または、新潟市以外の新潟広域都市圏内に在住し、かつ、勤務先が新潟市内であること。
- (5) 補助対象期間の各年度の末日（3月31日）において、申請時と同じ補助対象者に雇用されていること。
- (6) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- (7) 補助対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象者以外の従業員と同様であると認められる者を除く。
- (8) その他支援対象者とすることが適当でないと市長が認めた者。

(補助対象期間)

第6条 新潟市企業参加型奨学金返済支援事業（以下「補助事業」という。）の補助対象期間は、採用後7年以内（補助対象者が支援対象者の雇用を開始した日の属する月を1か月目とし、84か月目となる月まで）とする。ただし、返還すべき奨学金の初回返還が、雇用を開始した日の属する月でない場合、初回返還日の属する月を1か月目とし、そこから84か月目となる月までを補助対象期間とする。

(補助額等)

第7条 補助事業のうち、補助額、補助率、会計年度の補助金上限額及び補助対象期間における補助金上限額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 支援制度に係る内部規定等の写し
- (3) 支援対象者の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (4) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- (5) 支援対象者の住民票の写し
- (6) 支援対象者の返還額及び初回返還日等が分かる書類
- (7) 中小企業等であることが確認できる書類（資本金又は従業員数が確認できる書類など）
- (8) 補助金振込先口座情報が確認できる書類（通帳の写しなど）
- (9) 市税の未納がないことを証明する書類
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、第8条の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付又は不交付の決定を新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知する。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

- 第10条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、補助金額の変更を伴わないものについては、この限りでない。
- 2 補助対象者は、支援制度を中止し、又は廃止しようとするときは、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第11条 補助対象者は、各会計年度の補助事業が完了した日（補助事業を中止した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合においては当該中止をした日又は承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）
 - (2) 代理返還をしていない補助対象者の場合は、給与明細書、賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し。代理返還をした補助対象者の場合は、支援対象者に代わり、奨学金の返還額の一部又は全部を機構等に代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し
 - (3) 支援対象者の奨学金が返還されたことを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 1 2 条 市長は、第 1 1 条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金確定通知書（別記様式第 6 号）により補助対象者に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

補助額	1 代理返還をしていない補助対象者の場合は、当該会計年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率を乗じた額とする ① 支援対象者が返還した奨学金の額 ② 補助対象者が支援制度に基づき給付した額 2 代理返還をした補助対象者の場合は、当該会計年度中に機構等に代理返還した額に補助率を乗じた額とする。
補助率	2 分の 1
会計年度の補助金上限額	1 0 0 千円
補助対象期間における補助金上限額	4 0 0 千円

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付申請書

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業内容 別紙「事業計画書」のとおり

3 補助対象者の概要

業 種 （主たる事業）	（ ）		
資本金の額 又は出資の総額	万円	常時使用する 従業員の数	人

4 補助金申請にかかる連絡先

会社名・所属	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日

様

新潟市長

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

申請のあった新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金について、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 申請額

金 _____ 円

2 交付決定額

金 _____ 円

3 交付しない

理由：

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金変更承認申請書

交付決定のあった新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金について、次のとおり内容を変更したいので、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更理由、変更内容等

2 変更後の事業計画書

別紙「変更後の事業計画書」のとおり

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

交付決定のあった新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金について、次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）理由等

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金実績報告書

交付決定（変更承認）のあった新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金について、次のとおり実施したので、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 実績額 金 円

2 事業内容 別紙「事業報告書」のとおり

3 補助金振込先口座情報

銀行・信用金庫・信用組合 ・農業協同組合・その他						金融 機関 コード				
	本店 支店	店 番号				預金 種別	普通(総合)・当座・貯蓄			
口 座 番 号										
フリガナ										
口座名義人										

※補助金申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要

4 実績報告及び振込先にかかる連絡先

会社名・所属	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

別記様式第6号（第12条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金確定通知書

報告のあった新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金について、新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 _____ 円

2 確定額

金 _____ 円